

大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱及び要領に係る運用

大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱（以下要綱）及び大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業実施要領（以下要領）に規定する返還債務の履行猶予・返還債務の当然免除要件について本運用に定める。

（要綱第 11 条第 1 項第三号、要領第 12 条第 1 項）

1 学校教育法第 97 条で規定する大学院に在籍する場合の取扱い

大学院に在籍している場合、大学院在籍証明書の提出をもって返還債務の履行を猶予する。ただし、同時に診療業務を行ったときは、要領第 12 条 1 項の規定による「診療業務に従事した期間の計算は、当該医療機関の定める常勤医師の所定労働時間と同等の時間、勤務をした期間により計算する。」こととする。
具体的な取扱いは次のとおりとする。

- (1) 大学院に在籍し、同時に病院に派遣され、常勤相当の勤務時間（非常勤としての勤務を含む）診療業務に従事している場合
勤務する医療機関が発行する業務従事証明書・在籍証明書によって判断する。指定医療機関の場合は指定診療業務に従事した期間に算入し、指定医療機関でない場合は指定診療業務に従事した期間に算入しない。
- (2) 大学院に在籍し、大学の附属病院等で常勤相当の勤務時間に満たない時間で診療業務を行っている場合
大学院に在籍は、要領 12 条 ただし書き「その他やむを得ない事由」に該当しない。勤務する医療機関が指定診療業務である場合も指定診療業務に従事した期間に算入しない。
- (3) 大学院で研究のみを行う場合
指定診療業務に従事した期間に算入しない。

（要領第 12 条第 1 項）

2 「当該医療機関の定める常勤医師の所定労働時間と同等の時間、勤務をした期間により計算する。」の取扱い

- (1) 常勤としてフルタイム勤務する者のほか、レジデント等の常勤的非常勤医師として常勤医師の所定労働時間のおおむね 4 分の 3 以上勤務し、社会保険に加入する期間を含む。
- (2) 社会保険に加入していない場合は、勤務時間を問わず常勤的に勤務するとは考えられないことから勤務する期間に算入しない。

(要領第 12 条第 1 項)

3「ただし、育児、介護その他やむを得ない事由により所定労働時間を短縮された場合は、その所定労働時間が週当たり 20 時間を超える期間について業務に従事した期間として算入する。」の取扱い

- (1) 医療機関の業務従事証明書等の提出に合わせて、出産、介護など当該事実が確認できる証明書等を提出しなければならない。
- (2) 週 20 時間を超える勤務が確認される場合は、その期間を業務に従事した期間として算入する。

(要領第 12 条第 2 項)

4「就業規則等により勤務を禁止又は免除された期間を除き、疾病、負傷その他の事由により業務に従事することができなかった期間は、業務に従事することができなかった最初の日から最後の日までの日数により計算する。」の取扱い

- (1) 就業規則等により勤務を禁止又は免除された期間については、感染症法などによって勤務を禁止又は免除された期間とし、その勤務を禁止又は免除された期間は前項の業務に従事した期間に含むものとする。
指定診療業務従事に算入するか否かについては、医療機関の就業規則等によって判断する。
ただし、算入する上限は 90 日間とする。

5 その他

休暇休業等の取扱いについては勤務する医療機関の就業規則等によることとするが、基準については以下のとおりとする。

なお、記載のない場合は他の事例との均衡を考慮しつつ、その都度決定する。

| 項目 | 指定診療業務従事 期間算入有無 | 備考 |
|--------|--------------------|------------------|
| 年次有給休暇 | 算入 | |
| 特別休暇 | 算入 | 就業規則によって判断する |
| 産前産後休暇 | 算入 | 出産に伴う検診等特別な休暇を含む |
| 育児休業 | 非算入 | |
| 病気休暇 | 一部算入 | 就業規則によって判断する |
| 病気休職等 | 一部算入 | |
| 事故欠勤 | 非算入 | |

6 附則

この運用は平成 27 年 9 月 24 日から施行する。